

# 仕 様 書

工業技術センター自家用電気工作物保安管理業務（平成31年度から平成33年度まで）

本業務の受注者は、公益財団法人広島市産業振興センター（以下「発注者」という。）の保安規定（別紙1）に基づき、広島市工業技術センターの自家用電気工作物の安全かつ良好な運転状態を保持するため、次のとおり業務を行うものとする。

## 1. 対象施設

広島市中区千田町三丁目8番24号 広島市工業技術センター

延床面積 6,789.86㎡

竣工 昭和62年5月

## 2. 業務対象物件

受注者が行う委託業務の対象物件となる電気工作物は、別紙2のとおりとする。

## 3. 事前提出書類

受注者は、契約締結時に下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 受注者の事業所ごとの保安業務担当者及び保安従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号、従事者別の受託件数・換算係数を乗じて得た合計値、事業所への連絡方法を記載した一覧表
- (2) 点検実施予定時期、実施内容、実施方法を記載した事業計画書
- (3) 保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の宣誓書
- (4) 測定器・試験装置一覧表
- (5) 損害賠償保険に加入している証明

## 4. 委託業務の範囲

- (1) 受注者は別紙2の電気工作物について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある時は、とるべき措置について発注者に報告すること。

なお、点検回数等については、別紙3のとおり、年次点検の実施時期は10月とする。

- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは中国電力株式会社等により通知を受けた時は、事故原因を探し、応急措置を行い、及び助言し、再発防止についてとるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (4) 別紙2の電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面

について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

- (5) 別紙2の電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。
- (6) 別紙2の電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。

#### 5. 連絡責任者等

- (1) 受注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して発注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を発注者に通知するものとする。
- (2) 受注者は、上記(1)の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を発注者に通知するものとする。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に変更が生じた場合は、ただちに発注者に通知するものとする。
- (4) 受注者は、連絡責任者又はその代務者を、発注者の行う業務に立会わせるものとする。

#### 6. 発注者及び受注者の協力及び義務

- (1) 発注者は、受注者が本業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- (2) 受注者は、業務を誠実にを行うものとする。

#### 7. 業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、業務の実施にあつては、第三種電気主任技術者免状以上の資格を有する者に従事させるものとする。
- (2) 発注者は、受注者と委託契約を締結する際に受注者の業務担当者と面接等を行い、本人確認を行う者とする。
- (3) 発注者は、受注者の業務担当者等が点検等を行う際に、受注者の業務担当者等が提示する身分証明書により本人であることを確認することとする。
- (4) 業務担当者は、必要に応じ他の業務担当者（以下「業務従事者」という。）に、業務の一部を実施させることができきるものとする。
- (5) 業務担当者並びに業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、業務の実施を補助させることができるものとする。
- (6) 受注者は、業務担当者並びに業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知するとともに、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。

なお、業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあつても同様とする。

#### 8. 記録の保存

発注者は、受注者の業務担当者等が行う点検等の終了時に受注者の業務担当者等から報告

を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録を保存するものとする。

## 9. 通知義務

発注者は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに受託者に連絡するものとする。

## 10. 保安監督部への申請、届出等

受注者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書等すべての書類の作成及び手続きを行い、中国四国産業保安監督部に提出するものとする。この申請が履行開始日まで承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。

なお、前記の申請に伴い、保安規定に変更があった場合、本仕様書中の保安規定は変更後の保安規定の内容とする。

## 11. その他

(1) 公益財団法人広島市産業振興センター委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、各年度ごとの年間計画書とし、年間計画書は3月25日（平成31年度分については3月31日）までに提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(2) 公益財団法人広島市産業振興センター委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、業務終了月の翌月の10日（3月分については、3月31日）までに提出するものとする。

下請代金支払遅延防止法の適用を受ける下請取引（役務提供委託）に該当する場合は、以下の(2)-2を加える。

(2)-2 発注者による業務の検査完了期日（期限）

発注者による毎月の検査完了期日（期限）は、業務完了した日の翌日から起算して19日目に当たる日（ただし、月間報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。

ただし、当該日が3月31日を超える場合は、3月31日とする。

(3) 業務を実施するにあたり、設備の軽微な補修を必要とするときは、受注者の負担において実施するものとする。

(4) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を定めるものとする。

(5) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

## 広島市工業技術センター自家用電気工作物保安規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市中区千田町三丁目8番24号 広島市工業技術センターの管理する(以下「広島市工業技術センター」という。)電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第3条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務(以下「保安業務」という。)の総括管理は管理責任者(以下「管理責任者」という。)が行うものとする。

- 2 管理責任者を補佐する者(以下「管理責任者を補佐する者」という。)は、当該管理責任者を補佐し、保安業務を管理する。
- 3 管理責任者は、法第43条第1項の規定に基づき、主任技術者を配置するものとする。
- 4 保安業務に関する組織は、別紙のとおりとする。

(主任技術者の義務)

第4条 主任技術者(前条第3項の規定により配置された者をいう。以下同じ。)は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を総括するものとする。

- 2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にこなわなければならない。

(従業者の義務)

第5条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第6条 別表に掲げる管理責任者は、管理責任者を補佐する者と協議の上、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。

- 2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者が行うべき職務を誠実にこなわなければならない。

(主任技術者の意見の聴取等)

第7条 管理責任者は、電気工作物に係る保安上必要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めてこれを行わなければならない。

- 2 管理責任者は、電気工作物に係る保安に関しては、主任技術者の意見を尊重しなければならない。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、管理責任者は、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、及び決定しなければならない。

### 第3章 保安教育

(保安教育)

第8条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行なわなければならない。

(保安に関する訓練)

第9条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について、少なくとも年1回実地指導訓練を行なうものとする。

### 第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第10条 管理責任者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めて、これを行なわなければならない。

2 管理責任者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、主任技術者の意見を求めて、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事(以下「**必修工事**」という。)の年度計画を立案するものとする。

(工事の実施)

第11条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の保安の監督のもとにこれを施工するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者の立会のもとこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

3 工事の実施にあたっては、その保安を確保するため、別に定める作業心得によって行なわなければならない。

4 作業心得は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
- (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- (3) 停電中のしや断器、開閉器の誤操作の防止装置
- (4) 作業責任者の指名とその責任
- (5) 作業終了時の点検及び測定

### 第5章 保守

(巡視、点検、測定等)

第12条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、次に掲げる区分により行わなければならない。

- (1) 巡視点検 主として運転中の施設における電気工作物に対し、毎月1回以上、外観上の異常の有無の確認を目視により行う点検
- (2) 定期点検 主として施設の運転を停止させた上で、当該施設における電気工作物について、別表第1の表に定める基準により、動作及び表示等の確認並びに清掃等を行う点検

- (3) 精密点検 主として施設の運転を停止させた上で、当該施設における電気工作物について、当該電気工作物の製造者等の推奨する基準を考慮し、各種電気機械器具の内部解放等により行う点検
- (4) 測定試験 主として施設の運転を停止させた上で、当該施設における電気工作物について、別表第1の表に定める基準により、各種機器、配線等に対して行う試験
- 2 前項に定める電気工作物の巡視、点検及び測定に係る実施内容その他必要な細目は、施設ごとに当該施設の管理責任者がこれを定めるものとする。
- 3 主任技術者は、電気工作物の保安業務を行う場合において、当該業務の執行により広島市計量検査所内の業務に支障を与える恐れがあると認めるときは、あらかじめその旨を関係各課へ連絡しておかなければならない。

第13条 主任技術者は、巡視、点検、又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第14条 主任技術者は、事故その他異常な事態が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行ない、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

## 第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第15条 電気工作物の運転又は操作の基準は、主任技術者の意見を求めて管理責任者が定めるものとする。

2 前項の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用停止し、若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告又は連絡事項
- (3) 法第2条第1項第3号の小売電気事業者の営業所又は同項第9号の一般送配電事業者の変電所との連絡事項
- (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

## 第7章 災害対策

(防災体制)

第16条 主任技術者は、台風、洪水、地震、火災その他非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する施設内の体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第17条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行なう。

2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められる時は、ただちに当該範囲の送電を停止することができる。

## 第 8 章 記録

第 18 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関しては下記に掲げる帳簿又は図面により記録し、これを保存するものとする。

- (1) 保修工事記録
- (2) 巡視、点検、測定記録
- (3) 運転日誌
- (4) 電気事故記録
- (5) 設備台帳

## 第 9 章 責任の分界

(責任の分界点)

第 19 条 法第 2 条第 1 項第 9 号の一般送配電事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、当該施設の電気需給契約に定めるところによる。

(需要設備の構内)

第 20 条 各施設の需要設備の構内図は、別に定めるものとする。

## 第 10 章 雑則

(危険の表示)

第 21 条 変電所、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であつて、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示をしなければならない。

(測定器具類等の整備)

第 22 条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、法令に定める技術基準等の書籍は、常に整備し、適正に保管しなければならない。

(設計図書の整備)

第 23 条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、整備、保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第 24 条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書については、その写しを保存しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。





別表(第 12 条関係)

(1) 定期点検基準

区分	点検対象	周期
受電設備及び変電設備	遮断器	3 年
	断路器	3 年
	負荷開閉器	2 年
配電設備及び負荷設備	電線、低圧機器等主要な電気工作物	1 年

(2) 測定試験基準

区分	試験項目	周期
受電設備及び変電設備	絶縁抵抗測定	1 年
	接地抵抗測定	1 年
	保護継電器動作特性試験	1 年
	保護継電器連動試験	1 年
	蓄電池の比重及び液温の測定並びに各電池の電圧測定	1 年
配電設備及び負荷設備	絶縁抵抗測定	1 年
	接地抵抗測定	1 年

備考 管理責任者は、必要と認めるときは、3 年を超えない範囲で基準の周期を変更することができる。

## 電気設備概要

## (1) 高圧受電設備

- ・ 契約電力 283 kW (契約種別：業務用高負荷率電力)
- ・ トランス容量 計 1095 kVA (計 8 台)
  - 第 1 電気室 単相 100 kVA 1 台
  - " 75 kVA 1 台
  - " 20 kVA 1 台
  - 三相 200 kVA 2 台
  - 第 2 電気室 単相 100 kVA 1 台
  - 三相 200 kVA 2 台
- ・ 高圧コンデンサ 計 155 kVA (計 3 台)
  - 第 1 電気室 三相 75 kVA 1 台
  - " 50 kVA 1 台
  - " 30 kVA 1 台

本業務対象設備

別図 1：需要設備構内図

別図 2：単線結線図

## (2) 幹線設備

- ・ 電灯動力分電盤、開閉器盤 計 67 面

## (3) 電灯コンセント設備

- ・ 電灯照明器具 計 984 灯 (外灯を含む)
- ・ コンセント 計 753 個 (単相用、動力用)

## (4) 電話設備

- ・ 電子式交換機 容量 128 回線 (実装 76 回線、局線 7 回線) 1 台
- ・ 電話機
  - 卓上形 11 台
  - 壁掛形 37 台 計 48 台
- ・ 端子盤 (弱電共用) 計 10 面

## (5) 放送・時計設備

- ・ 放送アンプ 業務用 180W 1 台
- テーブル式 30W 1 台
- ・ スピーカー 計 54 個
- ・ 水晶式親時計 (FM電波修正機能付き) 1 台
- ・ 水晶式子時計モニターユニット 2 台
- ・ 水晶式子時計 計 13 台
- ・ 水晶式子時計 計 35 台 (スピーカー付き)

## (6) インターホン設備

- ・ 保守用インターホン (相互式) 計 12 台
- ・ 玄関ドアホン 1 台
- ・ エレベーター用インターホン 1 台

(7)自動火災報知・防排煙設備

- ・自動火災報知受信機（P型1級30窓） 1台
- ・ 〃 総合盤 計 17面
- ・ 〃 感知器 計 203個
- ・ 〃 副受信機（60窓） 1台（防排煙兼用）
- ・防排煙連動制御盤（30窓） 1台
- ・ 〃 自動閉鎖装置 計 21個

(8)ガス漏れ警報設備

- ・ガス漏れ警報受信機 1台
- ・ 〃 感知器（都市ガス9、酸素2、アセチレン4、LPG5） 計 20個

(9)直流電源設備

- ・鋼板製自立閉鎖型直流電源装置 1台
  - 整流器 : 全自動形サイリスタ式
  - 交流入力 3相200V 60Hz
  - 蓄電池 : シール形ペースト式据置用鉛蓄電池
  - 54セル、108V、200Ah

(10)中央監視設備

- ・PH計、インターホン盤 1面
- ・防犯受信機盤 1面
- ・時計、放送盤 1面
- ・電力監視盤 1面
- ・自動火災報知、防排煙盤 1面
- ・ガス漏れ警報盤 1面 計 6面
- ・中央監視システム機器（LCDモニター、キーボード、プリンター） 1式
- ・同上用小型非常電源(CVCF) 1台
- ・同上用小型非常電源(UPS) 1台

(11)エレベーター設備

- ・乗用（車椅子兼用）型エレベーター 1台
  - 容量 : 750kg、11人乗、60m/分
  - 制御方式 : インバーター制御、方向性乗合全自動方式
  - 停止か所 : 1F、2F、3F 計 3か所
  - 電源 : 3相220V 60Hz 7.5kW





## 広島市工業技術センター 電気設備点検基準(1)

点検箇所・点検項目		点検要領	点検周期		
			巡視点検	定期点検	
高圧引込	線路	ケーブル本体	損傷、他の工作物・植物との離隔	1回/月	
		ケーブル端末部	端処理部の損傷・亀裂・汚損	1回/月	
		接続部	接続箇所の過熱による変色	1回/月	
		ケーブル保護管	損傷、腐食	1回/月	
		ハットホル	損傷	1回/月	
			浸水		1回/年
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
接続部のゆるみ			1回/年		
試験等	絶縁抵抗測定		1回/年		
	接地抵抗測定		1回/年		
受電設備	零相変流器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		二次配線接続部	接続箇所のゆるみ		1回/年
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	断路器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/3年
		導通部	損傷、変形、汚損、腐食、接続部の過熱による変色	1回/月	
			接触子の接触状態確認		1回/3年
		絶縁物	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		操作機構部	腐食、損傷、汚損	1回/月	
	動作状態の確認			1回/3年	
	接地線	腐食、断線、外れ	1回/月		
		接続箇所のゆるみ		1回/3年	
	試験等	開閉操作確認		1回/3年	
		絶縁抵抗測定		1回/年	
		接地抵抗測定		1回/年	
	負荷開閉器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/2年
		導通部	損傷、変形、汚損、腐食、接続部の過熱による変色	1回/月	
			接触子の接触状態確認		1回/2年
絶縁物		損傷、汚損、亀裂	1回/月		
操作機構部		腐食、損傷、汚損	1回/月		
		動作状態の確認		1回/2年	
高圧ヒューズ		過熱による変色、汚損、損傷、亀裂、溶断表示の確認	1回/月		
接地線		腐食、断線、外れ	1回/月		
	接続箇所のゆるみ		1回/2年		
試験等	開閉操作確認		1回/2年		
	継電器との連動動作試験		1回/2年		
	絶縁抵抗測定		1回/年		
	接地抵抗測定		1回/年		

## 広島市工業技術センター 電気設備点検基準(2)

点検箇所・点検項目		点検要領	点検周期		
			巡視点検	定期点検	
受電設備	遮断器	運転状況	異音、異臭、開閉表示	1回/月	
		外箱部	損傷、変形、汚損、亀裂	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/3年
		導通部	接触子の消耗度合いの確認		1回/3年
			接触子の接触状態確認		1回/3年
		絶縁物	損傷、汚損、亀裂、変形	1回/月	
		操作機構部	腐食、損傷、汚損	1回/月	
			動作状態の確認		1回/年
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
	接続箇所のゆるみ			1回/3年	
	試験等	開閉操作確認		1回/3年	
		継電器と遮断器との連動動作試験		1回/3年	
		絶縁抵抗測定		1回/年	
		接地抵抗測定		1回/年	
	計器用 変成器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		二次配線接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		高圧ヒューズ <sup>※</sup>	過熱による変色、汚損、損傷、 亀裂、熔断表示の確認	1回/月	
	接地線	腐食、断線、外れ	1回/月		
		接続箇所のゆるみ		1回/年	
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	変圧器	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、変形、汚損、亀裂、腐食、 変色、漏油、振動	1回/月	
主回路接続部		過熱による変色	1回/月		
		接続箇所のゆるみ		1回/年	
導通部		内部接続部、リード線、タップ盤の確認		1回/6年	
絶縁物		損傷、汚損、亀裂、漏油	1回/月		
接地線		腐食、断線、外れ	1回/月		
		接続部のゆるみ		1回/年	
試験等		絶縁油酸価試験、絶縁油破壊電圧試験		1回/6年	
	絶縁抵抗測定		1回/年		
	接地抵抗測定		1回/年		
	低圧電路の漏洩電流測定 (B種接地工事接地線において)	1回/月			

## 広島市工業技術センター 電気設備点検基準(3)

点検箇所・点検項目		点検要領	点検周期		
			巡視点検	定期点検	
受電設備	進相用 コンデンサ	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	ふくらみ、損傷、汚損、腐食、漏油	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		絶縁物	損傷、汚損、亀裂、漏油	1回/月	
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
	接続部のゆるみ			1回/年	
	試験	絶縁抵抗測定		1回/年	
	直列リアクトル	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂、腐食、漏油	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		絶縁物	損傷、汚損、亀裂、漏油	1回/月	
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
	接続部のゆるみ			1回/年	
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	避雷器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
			接続部のゆるみ		1回/年
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	高圧母線	運転状況	異音、異臭	1回/月	
母線		損傷、汚損	1回/月		
主回路接続部		過熱による変色	1回/月		
		接続箇所のゆるみ		1回/年	
支持物		損傷、汚損、亀裂、脱落	1回/月		
試験等	絶縁抵抗測定		1回/年		
受・配電盤	指示計器等	運転状況	異音、異臭、指示状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		端子部	ゆるみ		1回/年
	表示装置	運転状況	異音、異臭、表示確認	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		端子部	ゆるみ		1回/年
	開閉器	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂、腐食	1回/月	
		端子部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
低圧ヒューズ	過熱による変色	1回/月			



## 広島市工業技術センター 電気設備点検基準(4)

点検箇所・点検項目		点検要領	点検周期		
			巡視点検	定期点検	
受・配電盤		低圧ヒューズ	過熱による変色	1回/月	
	配線用遮断器 漏電遮断器	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		端子部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
	低圧配線 制御配線	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		配線	損傷、汚損	1回/月	
		端子部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
	試験	絶縁抵抗測定		1回/年	
	保護継電器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		端子部	ゆるみ		1回/年
		試験等	動作試験(GR, DGRのみ)		1回/年
	動作特性試験			1回/4年	
	受・配電盤接地	接地線	腐食・断線・外れ	1回/月	
端子部		ゆるみ		1回/年	
試験等		接地抵抗測定		1回/年	